

会 議 録

| | |
|---------|---|
| 会議の名称 | 西東京市使用料等審議会 第4回会議 |
| 開催日時 | 平成15年6月6日(金) 午後1時30分から午後2時40分まで |
| 開催場所 | 田無庁舎2階 202会議室 |
| 出席者 | 米田会長 宮本副会長 田口委員 竹之中委員 (欠席 吉田委員) 事務局：高根企画課長 池田財政課長 神野主幹 飯島課長補佐 河合主任 |
| 議題 | 1 減免制度について 2 答申に盛込むべきその他の事項について 3 その他 |
| 会議資料の名称 | 西東京市 使用料・手数料減免基準一覧 資料1 西東京市施設別使用料減免状況 資料2 |
| 記録方法 | 会議内容の要点記録 |

| 会議内容 発言者名 | 発言内容 |
|--------------|---|
| | <p>第3回会議録の内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前配布した会議録の内容で承認 <p>議題1「減免制度について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局から減免制度についての説明 ・欠席した吉田委員からの意見を紹介 ・質疑応答および審議 <p>議題2「答申に盛込むべきその他の事項について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から新たに答申に盛込むべきその他の事項を確認 ・委員から一任された会長が、今までの検討結果を踏まえ答申案を作成、事務局と調整後に次回会議に提出し、審議会として内容を検討 <p>議題3「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回会議は、6月20日(金)午後1時30分から202会議室で開催 |
| | <p>質疑応答</p> |
| | <p>(減免制度について)</p> |
| 委員 | <p>資料1の「体育館使用料」は、もともと無料なので減免がないのか。</p> |
| 事務局 | <p>そうである。</p> |
| 委員 | <p>「社会教育関係団体」とは、どのような定義か。</p> |
| 事務局 | <p>当市では、文化関係65団体、スポーツ関係125団体が、社会教育関係団体として登録している。要綱、要領で規定があり、10名以上の団体で半数以上が市内在住者である等の条件を満たしていれば、所管課に登録できる。</p> |
| 委員 | <p>検討部会最終報告12ページに「ア、イ、ウ、エ」で示してある使用料減免の基本的考え方の中に、生活困窮者がいないのはなぜか。</p> |
| 事務局 | <p>施設の形態にもよるが、生活にどうしても必要なものと、そうでないものがある。生活困窮者であれば一律に減免対象にするのはどうかと思う。利用が必需的な場合は、ある程度減免するという考え方である。</p> |
| 委員 | <p>無料と免除の違いはあるのか。</p> |
| 事務局 | <p>無料は誰が使っても初めから料金を取らないが、免除は、本来有料のところ、特別な条件に該当する場合に全額免除とするものである。</p> |
| 委員 | <p>減免と減額は同じか。</p> |
| 事務局 | <p>減免は減額と免除のことである。</p> |
| 委員 | <p>減免は減額と免除のことである。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 事務局 | <p>無料施設についても、原価計算により見直しをするということか。</p> |
| 委員 事務局 | <p>原価計算を行った上で、どれだけ受益者負担してもらうかを検討し、その上で減免をどうするのかを検討することとなる。また、スポーツ施設については、旧2市で有料と無料の取り扱いが違い、スポーツ審議会から、一定程度の受益者負担をしてもらう方向で統一すべきという答申をいただいている。</p> |
| 委員 | <p>建物の老朽化は、原価計算、受益者負担の考えに含まれていなかったもので、無料施設も有料化になるものがあると考えて良いか。</p> <p>そうである。</p> |
| 事務局 | <p>現状の団体利用の減免額を見直すことで、どの程度になるのか。</p> |
| 委員 事務局 | <p>平成13年度で見ると、社会教育関係団体の通常使用で約1,000万円の減免がなくなるので、減免総額は約3,000万円が約2,000万円になる。</p> |
| | <p>委員からの意見</p> <p>西東京市は、他の自治体と比較して使用料が安く、無料施設も多いことから、市民は恵まれていると思う。施設が老朽化しているものは無料というのではなく、老朽化で費用が多くかかることもあるので、料金を安くして有料化すべき基準を作った方が良いと思う。</p> <p>市役所内の食堂は、業者が無料で行政財産を使用している。市民の利便性は理解できるものの、市民が税を通して光熱水費を負担していることになり、それで良いのかと感ずる。当然に、費用がかかるものは受益者が負担すべきである。</p> <p>パブリック・コメントを行えばベストかもしれないが、それに代わるものとして、この公開にしている審議会があるので、この審議会で市民から理解を得られるきちんとした基準を作る必要がある。</p> <p>合併時に手数料等を低い金額に合わせたのは優しすぎで、両市の間々の金額を設定すれば良かった。今回見直しをして、必ずどこからも少しでも費用を徴収するべきである。</p> <p>基本的には全ての減免を止めるべきである。市が使用する場合も使用料を払えば、所管課が無駄な事業を止めることになる。だが、市が納めた使用料が市の収入になり、結局は事務的な無駄になるだけなので、市の利用を減免にしていると思う。補助金をもらいながら使用料を減免されている団体は、減免をなくして補助金を増やしてはどうか。補助金は予算書に載るが、減免額は予算書に出ない。金額が予算書に出れば、透明性が増すと思う。透明性を確保するために制度を変えていくという意味で、受益者負</p> |

| | |
|--|--------------------|
| | 担に帰するという考え方が良いと思う。 |
|--|--------------------|